

横浜市立大学学術情報センター所蔵「日本近代史料」の研究

荒 船 俊太郎

はじめに

本稿は、横浜市立大学学術情報センター（図書館）に所蔵されている貴重史料の内、日本近代史に関する古文書を検討し、今後の活用に向けた研究の底上げを図ろうとするものである^一。次ページの「貴重資料一覧」に図示したように、本学には二七点の貴重資料（古文書類）が収蔵されている。いずれも、一九五一（昭和二六）年五月二九日付で古書肆反町弘文荘より購入されたものである。この内、成立年代が古く（従って「古文書」としての価値が特に高い）、「安保文書」「筑前国把岐庄連券」「紀朝臣葛成壘田売券」「太政官牒」「小田切文書」「吉見文書」「大隅国禰寝南俣院地頭職帖」については、既に本学講師を務めた故・福田以久生氏によって解説と資料紹介がなされており、史料群の性格をつかむ上で重要な知見を与えてくれる^二。

福田氏によれば、古文書類が本学に所蔵されるまでには故・舟越康寿氏（元商学部教授）の尽力が大きかった模様である。時あたかも、商学部のみ学部構成であった本学に（一九四九年創立）、医学部と文理学部が新設される前年あたり、総合大学としての出発を前に図書館の拡張と所蔵資料の充実が課題とされていた^三。それ故、当時としては極めて高額だったにもかかわらず^四、一括で入手することができたものと推察される。謂わば、創立期の本学にとっては目玉となる一大コレクションの誕生であった。

ところが、公開されてから数十年を経ているにもかかわらず、本学が所蔵する史料群については、中世史研究者を除きほとんど知られていない。そこで本稿では、これまでほとんど知られていない、近代史料（貴重資料三、五、

横浜市立大学学術情報センター（図書館）所蔵貴重資料一覧

	史料名	形態	請求記号	購入金額	備考
1	安保文書(21通、室町時代)	卷子・文書	W210.8 20	25000	『横浜市立大学論叢』人文28(1)に紹介
2	筑前国把岐庄連券(保安元年)	卷子・文書	W210.8 21	6500	『横浜市立大学論叢』人文23(2・3)に紹介
3	三条実美書翰(岩倉具視宛)5通	卷子・文書	W210.8 22	2500	史料①-1~5
4	紀朝臣葛成墾田売券(承和15年)	卷子・文書	W210.8 23	35000	『横浜市立大学論叢』人文23(2・3)に紹介
5	木戸孝允書翰(広沢真臣宛)	卷子・文書	W210.8 24	2800	史料②、附属資料1通
6	太政官牒 (石清水八幡官護国寺宛・貞応元年)	卷子・文書	W210.8 25	6500	『横浜市立大学論叢』人文23(2・3)に紹介
7	小田切文書(7通)	卷子・文書	W210.8 26	6500	
8	藤田東湖上書(幕末)	卷子・文書	W210.8 27 1-2	3800	
9	長門藩志士書翰(幕末)	卷子・文書	W210.8 28	7500	
10	吉見文書(14通、安土桃山時代)	卷子・文書	W210.8 29	15600	『横浜市立大学論叢』人文30に紹介
11	加藤清正書翰(安土桃山時代)	卷子・文書	W210.8 30	3500	
12	大隅国禰寝南保院地頭職帖 (建仁3年、但し江戸期作成写本)	卷子・文書	W210.8 31	8000	『横浜市立大学論叢』人文23(2・3)に紹介
13	渋沢栄一書翰(伊藤博文宛)	1点・文書	W210.8 32	250	史料③
14	品川弥二郎熊本籠城日記	1点・文書	W210.8 33	500	史料④
15	桂太郎書翰(青木周三宛)	1点・文書	W210.8 34	500	史料⑤
16	桂太郎書翰(伊藤博文宛)	1点・文書	W210.8 35	400	史料⑥
17	桂太郎書翰(伊藤博文宛)	1点・文書	W210.8 36	500	史料⑦
18	品川弥二郎書翰(伊藤博文宛)	1点・文書	W210.8 38	500	史料⑧
19	大久保利通書翰(勝海舟宛)	1点・文書	W210.8 37	600	史料⑨
20	写経断簡	1点・文書	W210.8 39	4000	
21	井上馨書翰(伊藤博文宛)	1点・文書	W210.8 40	750	史料⑩
22	桂太郎書翰(井上馨宛)	1点・文書	W210.8 41	500	史料⑪
23	陸奥宗光書翰(伊藤博文宛)3通	3点・文書	W210.8 42	1500	史料⑫-1~3
24	井上馨書宛(伊藤博文宛)	1点・文書	W210.8 43	700	史料⑬
25	豊臣秀吉禁制(天正20年)	1点・高札	W210.8 44	3500	
26	武田勝頼控書(天正2年)	1点・文書	W210.8 45	1800	
27	武田信玄印判状(安土桃山時代)	1点・文書	W210.8 46	2000	

一三〇一九、二一〇二四）を読み解き、関係史料と突き合わせることににより、当該史料の性格を明らかにし、今後の研究の可能性を探っていくこととしたい。

なお、以下で論じる一三点の史料については、便宜上史料番号（①～⑬）を付した。また、複数の史料から構成されている史料①と⑫については、便宜的に枝番号を付した。以下第一章では全文の翻刻を行う^五。続く第二章では各史料に若干の解説を施し、個々の性質を考察する。

第一章 史料の翻刻

史料①― 三条実美書翰岩倉具視宛（明治八）年七月二十四日

〔封筒表〕 巖倉殿 実美

二伸 賤恙御懇問奉感謝候。

尊書拜読御安全奉賀候。御宿痾別而御難洪之由、厚御自愛専祈候。嶋津〔久光〕一件段々延引痛心候得共、何分炎氣甚敷故歎下痢に而氣力甚乏しく相覚、一日々と不心成延引仕候。明日は多分宜と存候間、夫迄之処御待可給候。実は右一条木戸〔孝允〕にも厚心配致させ、自然被仰付候ても紛雜不致丈之防禦は相付可申と存候。此一挙政府中に願關係を相持候間、猶元老院のみに無之、政府中にも甚波及可仕候。内輪之居合相付不申節は不容易紛乱目下之勢に御坐候条、此処は厚御考味願度候。艸々拝復

七月廿四日

実美

巖公

史料①一二

三条実美書翰岩倉具視宛（明治八）年九月二〇日

〔封筒表〕 拝答 実美

〔封筒裏〕 左府公服制問題〔異筆〕

拝承候安田之処は別に見込も無之。服制一条左府之論には日本之絹布を以て製作有之度見込、其処御採用不相成節は外に見込も無之、所詮不被行事なれば寧ろ速に願通被免候方却て可然との事に御坐候。早々拝復

九月廿日

実美

岩公

史料①一三

三条実美書翰岩倉具視宛（明治九）年六月六日

従小山駅之尊東相達拝読仕候。先以聖上御機嫌能被為涉、日々御時限通り御発途被為在候旨、恭賀之至奉存候。各位益々御壮猛御陪従奉大賀候。御留守御静謐諸官無異在之候条、乍憚御休襟可給候。梅宮〔薰子内親王〕御義御容体従侍医御報知申上候通不容易御病状、日夜一同痛心罷在申候。唯々御取続相成候様奉祈念候。政府中相異り候義

無之、刑法一条落着相付かず殆当惑仕候。〔華族〕会館にも追々出頭、尾崎〔三良・一等法制官〕も勉強仕候。然処、元柳川藩士登用一件に付役員中物議沸騰、免職論頻に相起り甚困却仕候。尾崎も甚歎息仕居申候。兎角固陋説多く、浩歎此事に御坐候。小生は既に登用相成候上は無故免職は甚不可然、暫時は才能を試候上黙許之沙汰可然相考候事に候。会館之景況微力之者には所詮統御無覚東心配仕候。御憫笑被下候。先は一筆御答旁如此候也。

六月六日夜

実美

岩倉殿

二伸 右拙書高免可給候也。

史料①―四

三条実美書翰岩倉具視宛 (明治九) 年六月一日

貴翰拝読仕候。先以皇上益御康寧御巡幸被遊奉恭賀候。貴君御安泰御應従相成遙祝奉り候。梅宮薨去に付天機如何と奉察候処、格別御障りも不被為有之趣幸甚之至に奉存候。嗚々彼是御配意相察申候。米田〔虎雄〕侍従帰京被仰付御伝言之趣逐一拝承。御書中之趣も夫々敬承仕候。御葬式之次第は猶宮内卿〔徳大寺実則〕より可被申上と存候。御承知可給候。政府上何も相変り候事無之、御安心可給候。朝鮮人も近日帰国之筈、宮本〔小一・外務〕大丞も理事官として廿日迄には江華に赴き候都合。尤朝鮮使節は修信之外何も談判之義は無之、速に来朝致候も全く理事官再渡之前に後れせぬ様致度趣意に御坐候よし。陸海軍訓練観覽為致、余程驚愕感心致し候よしに伝承仕候。英伊公使等も操練場に於て使節に一寸面接致し候趣御坐候。先は任幸便御答旁呈寸楮候。尚万期後信候。恐々頓首

六月十一日

実美拝

右大臣殿

二伸 木戸〔孝允〕氏其外へもよろしく御伝声奉願候。

史料①―五

三条実美書翰岩倉具視宛（明治一四）年九月二日

去る十三日御差立之貴翰今日相届き拝見仕候。先以皇上両后被為揃御万福奉恭祝候。尊公御始御安泰御奉職奉遙賀候。小官無異巡行仕候条、乍憚御放念可給候。扱小官所勞に付御懸念も被為在候趣、誠に不図次第深く奉恐縮候。就而は速に帰京可仕御密諭之御旨委細奉謹承候。別紙御請書に相認候通り無扱次第、可然御取繕御奏上奉願候。仍而精々差急き廿九日宇都宮より馬車にて千住に到り、翌日入京可仕候間、此段御含給度候。尤伊藤〔博文〕山県〔有朋〕等も一同に帰京可仕候。呉々段々延引相成候条恐入候得共、尚不得止次第は帰京之上拝陳可仕、可然御諒知奉願候。尚以縷々御示之件々逐一御答も可仕処今日は船中風順不宜、入夜十字に至当駅に着、明朝も早発仕候に付一々御答も不申上、御宥恕可給候。〔華族〕会馆同族之一条不一方御尽力之段奉感佩服。何れ事々帰京之上可申陳候。仍急々如此候也。

九月廿一日夜於合海駅

巖倉右大臣殿

二伸 愚宅之書状御廻し給入手仕候。御手数之程恐懼之至候。猶一封甚御邪魔恐入候得共、拙家へ御投し奉願度候。

恐々不具

史料②

木戸孝允書翰広沢真臣宛 (明治二)年八月二八日

〔巻封〕障岳老兄御直拆 允

乱毫高恕。

任幸便一書捧呈仕候。過日は朶雲御投与奉拝誦候。弥御清適に御尽力奉大賀候。其節巨細御示之御高論、実に奉感佩候。誠に以前途を想像仕候へは、皇国之事も容易に無御座、一事々々後世に涉り興起之種と相成候様今日に着手無之、只々目前之事に馳せ後來之故障を顧慮不仕ときは元より維持の目的可相立儀は毫も無之と奉存、誠に御高論之通に御座候。宇内之大勢益相逼、必竟至今日候も尚今日之困難も総而宇内之形成より来り候事多く、就而是一事々々宇内之大勢を睨み将来之為を相謀り不申而は不相成候処、其後來之為と申候而も多くは増し候事よりも其弊を廢削いたし候方肝要に御座候処、無心に弥其弊を増加仕候様に而は所詮智識ありといへとも今後如何にも難仕事と竊に苦憂仕候。何卒乍此上偏に御尽誠為邦家奉仰候。此一事も一旦事曖昧に陥り候而は他日決而好手筋無之、今日則一時之好機と奉存候。

一過日森寺〔常德・三条実美家令〕条公〔三条実美〕之御使として罷越、実に恐縮無限仕合、万々乍不敬御詫も御座候へは、可然御礼御取成奉願候。其節別に何歟御使と歟御召と歟申様之事もちらと耳に相響き、且老兄之御書中

にも似よりの御主意被相窺、実以痛入候次第に御座候。万一も其御模様には御断被成遣候様奉願候。弟も大分相応仕候様覚へ、血色も余程相復し申候間御安慮奉願候。御願仕候よりも日数相延び可申は御手数奉恐入候得共、質問之処程克奉願候。先は為其御坐候。其中時下御自愛專一に奉存候。草々頓首 拜

八月念八

尚々山中静坐益是迄弟百事之非を思ひ知り申候。何卒最早風雲之一生相化し度、只々一念に御座候。御憐察可被下候。迷境之情味申上度奉存候得共筆頭難尽、拜上御語り可仕候。 拜

史料③ 洪沢栄一書翰伊藤博文宛（明治二六）年三月一八日

奉啓 然は筑豊興業鉄道会社定款御認可願之義に付、今日昇堂拜謁之上爾来之手続具陳いたし、別段之御配慮懇願仕度と存候処、御他出之由下執事より御申間に付、一応書中其次第申上候。前陳筑豊鉄道会社と申候は、筑前若松港を起点とし赤池飯塚等へ延長し、専ら石炭運搬を目的とせし業務に従事し、現に貳百五拾万円之株高（内八拾万円は社債）を払込、其營業も追々拡張し、利益も相応に有之候運に相成候。然るに、去る明治廿四年頃には起業必要に際し、資金欠乏し維持之見込難相立、終に貳百万円之株高へ加ひ更に八先取株之約束を付し、増株百五拾万円を募集いたし、会社定款も其際修正之上通信省之御認可を得て其事を実施し、前書百五拾万円之中七拾万円は募集相成、残八拾万円は更に方法を変更し社債を募り候次第に御坐候。然処、尚又事業拡張を要し候に付、此際更に百貳拾万円之資本増額を企図仕候得共、兎に角商法之規定に従ひ定款改正致候筈に付、昨年十月中実施御認可済之

趣旨にて右改正定款草案通信省へ差出置候処、其後商法式百廿一条之法文に抵触とか申事にて御認可遷延し、前後数十回同省次官又は掛官へ申上候得共今以御指令無之、為めに増株之総会も相開候義出来兼、殆んど会社は進退維谷と申境遇に相成候義に候。殊に右先取株七拾万円は昨年来会社毎季之計算にて定款之約束に従ひ、八分之利益を配当いたし居候に付、隨而普通株とは市価も騰上し、現に売買罷在候義に候間、縦令其後御発布之商法明条に抵触候とて之を引直し候義は難出来と奉存候。況や小生又二三之法律家へ質問せし処にては、異口同音に抵触せざる旨意見書を以回答いたし來、仄聞候処にては法制局にても同様之御断案と申事に候。然るに、右様半歳余も会社之定款を御認可無之、其為めに会社は其營業之進出を謀候事さへ支障せられ候は真に歎息之極と奉存候。何卒前陳之事情御洞察被成下、至急其御筋へ御下命之上速に相運候様奉願候。勿々謹言

三月十八日

洪沢栄一

伊藤総理大臣殿閣下

史料④

品川弥二郎熊本籠城日記 明治一〇年二月一八日～四月一六日

熊本籠城日記

明治十年二月十八日、熊本県下小島より上陸、同夜十時過熊本県庁に着す。賊兵は既に当県下佐藤宿に着すると聞き、大久保伊藤両参議へ電信を送り、追討の命早く御発しあり度旨を報す。

二月十九日午前十一時、鎮台本営誤て火を失し、天守はしめ不残焼失し、唯宇土櫓の一棟を残すのみにして、焰火

延びて藪の内、坪井、千反田（いづれも城の東外）等千戸余消失す。城中貯ゆる所の糧米（八百石）、其外悉く烏有に属するを以て、県官各所に派出して糧食の買入に着手す。○この日鎮台の給仕人夫六七名遁逃す。本営へ放火せしは、恐らくは彼等ならんか。○昨日、鎮台にて非常の号炮を発するや、直に坂の四方に警備線を定め、台兵守備を厳にす。県庁は城南の炎線内に在るを以移庁の議紛々起りしか、人心に関係するを以今日迄遅々す。鎮台營の失火するや庁中混雑大方ならされは、本庁へは一等属近藤行正と外十余名を留め、終に御船に仮庁を設けて転移す。○今日午前鹿児島暴徒征討被仰出、有栖川宮（熾仁親王）へ総督被仰付しとの電報来る。

二月廿二日午後、賊軍川尻駅（熊本より二里）に着す。昨日鎮台の失火より引続き、熊本市中は炎焰天に漲り、要衝に在る架橋は鎮台より破壊し、人民は難を避けんとて東奔西走、実に目視するに忍びざる景況なり。

二月廿一日暁天、鎮台兵一中隊を出して賊を川尻に襲ふ。利あらずして帰る。○午時、富岡（敬明、熊本）権県令と共に御船を出て熊本鎮台に入る。時に城外四面の市街には、台兵より火を放て鎮台は炎焰の中に在り。午後、電信線切断して通せず。依て井坂八等属を久留米電信局に遣し、目下の事情を東西京に報せしむ。○西京より、第一第二旅団本日出発の電報熊本鎮台へ来る。

二月廿二日、賊兵熊本に進み、城の四方に迫り攻撃す（この日は銃のみ）。我兵、大小炮を以之に応ず。藤崎口（城の西方）戦尤烈し。賊の七番小隊長宇都宮良左衛門を討取。この日樺山（資紀）中佐、与倉（知実）中佐銃創を被る。与倉は病院にて死す。昨日来の戦情を東西京に報せし為め、青山八等属をして城を出南関に行かしむ。達せずして帰る。

二月廿三日午前第三時、賊兵城の西南に進撃、藤崎及古城に向て発炮す。午後五時に至り戦止む。この日、賊兵大

炮を花岡山に居る。この所は城中を望下する一小山にして、本丸を去る纒に十丁余。加藤(清正)氏の熊本城を築くや、この山を堀下〔さ〕んことを欲し、人民随意に土石を取ることを許すと云ふ。この日、県庁を立退いて本丸の焼跡に天幕を張り、以雨露を凌ぐ。この夜、賊兵又城の東西に迫り戦ふ。

二月廿四日午前一時頃より、賊兵段山(城の西方)より炮撃す。同八時、藤崎より同行台兵之に応ず。○開戦より本日迄、疵傷にて入院する者六十余名。○この夜、鎮台看囚穴戸某と共に県庁雇古藤某布田某をして、小島碇泊の軍艦に消息を通し、且東西京へ電報を仕出す為め城中より潜出せしむ。同夜、青山八等属を出して台兵并南関に在る飯県庁へ城中の消息を通せしむ。

二月廿五日、賊兵焼残りの土塀などに寄りて狙撃す。間に弓矢を携ゆる者あり、当県神風連の残党か。○城中酒尽るを以、焼残の土蔵に就きて酒を求む。敵兵の為め遮られて果さずして帰る。○開戦より今日に至るまで台兵の死者三十七名。

二月二十六日午時、植木地方(熊本城を距る二里)に当り頻に炮声の響あり。小倉兵或は団兵の賊軍と戦ならんと城中の将士快を称せざるなし。午後六時頃より、小島沖にて発す炮声金峯山(城の南にあり)に轟く。○十九日より今日に至るまで、城の四面炎焰絶す。○夜、城中にて煙火数発を揚て春眠を覚す。

二月廿七日、聚糧に出し兵、城南京町に於て大豆三俵生酒廿四樽を得て帰る。○午後第三時、台兵三小队巡查一小隊を以坪井村(城の南)に突出し、賊の炮台を攻落し巢窟を焼て第六時帰城す。この日、大迫大尉軽傷を蒙り、池端警部即死す。

二月廿八日、城南洗馬に聚糧に出し兵、玄米二拾俵を得て帰る。○城中牛肉尽て馬を屠る、馬肉の美なる賞せざる

ものなし。

三月一日、三月廿二日の戦に台兵藤崎より賊兵を進撃するの際、兵卒斎藤弥七なる者の行衛（五）を知らず。皆以為らく、必ず賊丸に中りて死せりと。其尸を探かせとも得ず。然るに本日に至り、藤崎の麓より仰ひて撃く者あり。台兵以賊とし一丸を發す。中らす。尚麾ひて止す。依て台兵其傍に至り之を見れば、則先の斎藤某にて頬部及足脛を射徹され、白昼動くときは賊に認められんことを恐れ、菰を胃りて静かに伏し、夜は間を伺ひ僅に葡萄、八日を経て終に帰營せり。其間固り一飲食をなさず疲労甚しと雖も、八日間の艱苦を物語せり。○本日城中の兵糧を実査するに現石六百石余あり、尚廿三日を支ゆへきと云ふ。頃日一日分廿九石を費す。

三月二日、坪井京町辺にて米五十俵を得る。

三月三日、鎮台より外情探索に出せし宍戸某帰營して高瀬南関辺の事情を告ぐ。○午前第九時頃より、高瀬地方に当り大小銃の声遥に聞へり。

三月四日、昨日来賊の炮台岡山より本營に向て不絶発炮す。

三月五日、開戦以來本月二日迄我兵戦死する者五十二人、軽重症を受ける者都合百八十二人なり。

三月六日、鎮台の「テント」を出て又県庁に移住す。

三月七日、午前八時過より賊兵城の東南西より大小銃にて烈しく攻撃す。暫時にて去る。

三月八日、九日、十日、例の如く花岡山所々の炮台より発炮し小銃の小迫合あるのみ。

三月十一日午前、賊兵より左の矢文を片山邸（城の西）へ投射せり。

今般政府妄に暗殺を謀り自ら国憲を犯すの罪有之、尋問の爲め西郷陸軍大将外二名衆を帥ひ此に至るに、当県鎮台名義を弁せず城を閉ちて逆え拒き人民を妨害す。其罪甚し。我衆憤怒し、将さに日を刻し城中を鑿ろしにせんとす。然れども、矇昧脅従の輩其情憐むへきに在り。諸ろく前非を悔ひ兵器を捐て、来服する者は必しも其罪を問す、且山鹿高瀬諸道の東軍悉く之を撃破す。各県義兵の起る蜂巢を破るか如し。然るに、公等猶孤城を守り糧尽き援絶へ危きこと瞬息に在り、公等其れ速に向背を決せよ。

三月

薩摩陣中

手筈に左の文を直書す。

おふゑんは皆うちやぶれり、籠城のともから兵きをすて、くたるものはいのちをたすくるものなり。

三月十三日、昨日午後五時より段山伐攻撃をはしめ、本日午後三時に至り賊兵敗走す。此戦や開戦以来の大激戦にて、現に賊尸の戦跡にあるもの百余（官兵死傷九十余名）、生擒者四名、小銃二百有余、弾薬千有余個、其他刀剣等を分捕す。○斃死したる賊兵木札に薩州村尾直二郎、裏に五の八番小隊と書するを付たるもの、左の書翰を懐中より。去る二月十七日序下発程伊集院町にて昼休、市来港町に一泊。同十八日川向田町に昼休、阿久根に一泊。同十九日野田麓に昼休、出多麓町に一泊。同廿日米の港より乗船にて、同廿一日熊本県下松橋に着船、此夜直に未明迄に熊本城に達す。同廿二日終日戦争。同廿三日より廿六日迄城中の敵兵不出、之か為に柵外を守る。同廿七日高瀬と申村にて戦争、味方の兵少して甚た苦戦せり。同廿八日後、植木町と申野町に退陣す。木の葉と申所に進軍致候処、味方の兵少して苦戦候に付退て田原村に宿陣す。同（三月）四日より六日迄不止戦、同七日切込にて全く勝利を得たり。首を得ること八十九なり。同八日二本木町と申処に帰陣す。同九日も不休前件の通拙搜仕候事。拜

丑三月

三月十四日、賊兵所々の炮台より城中を射撃すること例の如し。

三月十五日、台兵の放火に罹り本妙寺消失す。○聚糧に出しもの各所にて麦豆蕎麦等を都合百五十俵を取り帰れり。

三月十六日、聚糧に出し兵米粟合して百三拾俵を取り帰る。

三月十七日

三月十八日

三月十九日、二月廿二日より本日迄我鎮台兵及東京警部巡査の死傷左の如し。

一、死 百二十人

内

上士官 拾人

警部 六人

下士以下 七十二人

巡査 三十二人

一、傷 三百四十九人

内

士官以上 九人

警部 七人

下士以下 二百四十七人

巡查 八十五人

死傷総計

四百六拾九名

三月廿一日霾風、午後六時県庁雇古城貞をして南関飯庁且団兵の在処に城中の形情を報告せしむ。

三月廿二日

三月廿三日、去る廿日出城したる巡查中村匡行帰營して、植木口の官軍は植木町を放火して向坂に押し来り居るところを報す。

三月〔廿四日〕

三月廿五日

三月廿六日午後第六時、県庁仕丁雇坂田吉郎を出城せしめ、飯庁并に団兵へ城中の形情を告しむ。

三月廿七日午前第五時、台兵巡查一大隊を三道に分ち京町を進撃す。我兵奮戦、処々の炮台を落し進んで戍兵を布置す。こゝに至り京町全く我有となる。

三月廿八日、福島丈吾なるもの台兵の命を受け囲みを犯して城中に來り、植木口戦鬪の事情を告げ、且五日内に熊本へ進入することを報告す。

三月廿九日、両三日前より賊坪井井芹川の下流を堰き留め、満川漲流る。○午後八時過、花岡山より發つ所の炮丸県庁四階の土蔵に中り、着発し火既に家根裏に燃へ付かんとす。県官は勿論、歩徒の兵卒馳せ集りて漸くして消留

む（古き書類消失すのみ）。

三月三十日

三月三十一日

四月一日

四月二日

四月三日

四月四日、花岡山と長六橋の賊連に発砲すること凡三四十発、県庁内にて着発するもの七八発。幸にして傷を蒙る者なし。○雇熊野五蔵をして高瀬に在る官軍及仮庁へ城中の消息を通るため、暗号の書付を持せ出城せしむ。

四月五日、昨日の如く県庁内へ四五発の破裂丸来り、夜屋根裏に燃移り漸くして消留む。

四月六日、又前日の如く賊の砲丸数十県庁内にて着発し、県庁為に焼出んとすること二度に及へり。

四月七日、城中糧食の乏しき論を待〔た〕す。然れども万余の団兵二三里外に進み来り、日々夜々山岳を崩す戦声耳に在るを以て、不日城の囲みも解んと砲声を力にして孤城を守り、三度の食も白米を喰ひ居しか、賊兵は城の東西に流る、（坪井々芹川）の両河を堰きて（常水より高きこと丈余に及ふ）東西南の三道を絶て、北には（植木に出る本道）数重の塁を築き、城兵の突出を防ぐ。こゝに至り一粒の米粟も集収するに術なく、依て今日より城中一統（病院四百余名を除く）朝夕は粥、昼は粟飯を分与し、漸くして今十一日の命を繋ぐに足れり。

四月八日、一大隊突出して川尻の団兵に応ず。

四月十四日、川尻口の団兵熊本に入る。城中歓喜の声山岳を崩す。

四月十五日、植木口の団兵熊本に入る。

四月二日、山県〔有朋〕陸軍卿大山〔巖・陸軍〕大輔着す。〔有栖川熾仁〕総督官は明日着の筈。○県官いづれも無事勉勵す、御安心可被下候。

四月十六日

熊本城中にて 品川弥二郎

内務卿〔大久保利通〕閣下

或人の狂歌に

〔天山贈盛〕

大山を かけそのふて

〔西郷隆盛〕

さいこには

〔榎野利秋〕

おもひきりのと

〔藤原因幹〕

ゝもにしのはら

史料⑤

桂太郎書翰青木周藏宛 (明治二二)年一二月二六日

爾後御無音仕候処、愈以御清榮奉拝賀候。扱少々御頼談仕度義、過刻御省へ相伺候処孰へか御出掛之御様子に而、不得止以書中申出候間可然御助力奉祈候。余之義に無之、過日来例之徴兵令元老院に回り昨日第二説会に有之候。然処、素より彼の一般兵役之主意たる者は何の点に有之候哉不解之輩集て是を議することなれば、或は代人料或は学識ある者等を兵役に服せしむるは不同意に而、到底議會に幾日間附し候とも充分之目的を達すること難得は明了なり。然らば断然内閣に取上げ元老院檢視に附し発布相成度意見に而、本日貴大臣之邸に而別に御會議も有之候哉に付、其序を以て当大臣より其議相談に可相成筈に候間、千万午御面倒老台より貴人臣に当大臣之意見、即ち取上

手段を賛成相成候様御注意置被成下度相願度次第に有之候。一般兵役の主義を破られ候而は、後來軍隊上に非常之關係を生するのみならず此外不容易事は老台頓に御承知之事故、何卒其辺御推量被成下万御助力奉願候。為其、余は拝眉之節可申述候。匆々敬白

十二月廿六日

太郎

青木老台閣下

史料⑥

桂太郎書翰伊藤博文宛（明治三六）年八月五日

玉章拝誦仕候。實に不順之気候に御座候処、愈以閣下益御清栄御起居被為在候由奉拝賀候。陳は頃日小村〔寿太郎〕外相栗野〔慎一郎・駐露公使〕之電信持参相伺候由、今後之事は未だ判然不仕候へ共端著丈（マ）は相開候に付、小松宮殿下彼地御出発後会谈之模様不達到達可仕候半と相待居申候。到達次第早速供貫覽可申候間、宜敷御教示奉願上候。于時樺山〔資紀〕大将閣下に相伺ひ北清特に満州地方巡遊之義御相談申上候趣を以て、昨日玉章拝接之前来訪、小生えも賛成致呉候様々相談有之申候。大将之志氣之盛なる事は如何にも頼敷事には候へ共、目下彼地之情勢に顧み、殊に清魯条約実行之際、其上彼之一件も漸く端著相聞き候真際に於而、有名なる黄海之戦勝將軍之巡遊は如何にも人之耳目を引き候事も難計、否果して魯国人に取りては当然疑ひを起し可申候半と小生之意見を陳し候処（尤も例之一件は話候訳も難参候間、単に有名なる黄海戦勝將軍之事のみを以て）、大将も之れには些か心配之念を起し候に付、兎角外交上如何可有之候哉外相之意見を承り試可申旨を以て相別れ申候。閣下之御意見にも有之

候通、当秋は井上〔馨〕伯并に渋沢〔栄一〕男等之支那地方巡視之事も有之、将来之為めを相考候ときは、樺山大将之巡視は此際見合度ものと偏に不堪希望候。先は御答旁爾他拜光万々可申上候。拜復

八月五日

太郎

伊藤^(候)爵閣下

追而種々御教示を仰き度事件も有之候間、近日之内參候可仕覚語^(指)に御座候。以上

史料⑦

桂太郎書翰伊藤博文宛 (明治四二)年一月一二日

寒氣甚敷候処益御清福、此頃は韓国皇帝陛下御随伴韓国南部御旅行被為在候由、極寒之際別而御苦勞之段不堪拜謝候。此韓帝之地方情勢視察云々は定めて御成算之有之候事ならんと拝察仕候。殊に我海軍に臨幸は、将来韓国に対する政策上多大之關係有之候は勿論之事と存申候。本邦も一月早々は何等異情とても無之、一二工業会社内部之不整頓之為め殆んと死に類^(類)し居り、此結果如何に依ては一般経財界^(界)に多少影響は難免事に候半と相考申候。併し国家之経財は独り政府財政のみに無之、経財界之整理尤も必要に有之候間、一時之事は兎に角、将来に顧み強硬に秩序を維持可仕之心算に有之申候。扱又清国之政変に付ては毎事外相より報告仕候半。到底彼等清人之事故如此之出来事は難免とは推察仕候得共、計算よりか少し早く、併し袁〔世凱〕氏免官之際之挙動に就き想像仕候へは決して大事を成し得べき人物とも不相見候。但残留之満人等今後如何なる事を成し候哉、此処我に於ては慎重を要する事と相考候に付、充分注意仕居候間御安神可被下候。議會も来る廿日より再び開会之事に候。目下之情勢に而は差した

る変動も有之間敷と被察申候。小生は充分慎重に對し居候間、何れ之方面よりも異情を顯し不申候。一二之問題は突発可仕は不得止事と存申候。先は御旅行中之御見舞旁申出度。勿々拝具

一月十二日

太郎

公爵伊藤統監閣下

史料⑧

大久保利通書翰勝海舟宛（慶応四）年八月三〇日

〔封筒表〕 勝安房様拝具 大久保一藏

尚々承知仕候義有之候は、御直に可承候間、左様御含可被下候。

芳墨拜見愈御安祥奉賀候。扱脱艦^船之軫末確証御糺得候は、早々致承知度。猶陸脱走之者は格別之事にも無之由、乍此上屹と鎮撫之御手配は被為在度奉祈候。此段御別答而已。早々頓首

八月卅日

大久保

勝君閣下

史料⑨

品川弥二郎書翰伊藤博文宛（明治一四）年三月二七日

開拓使を廢し県を置く云々の新聞あり。直に取消しを命し置たれ共、御内議も有之事なれば御洩らし可被下候。

開墾并に造船一条の事云々被伝越拜承仕候。やじも士族授産金貸出し処之番頭に相成候処、この一条丈は困却仕候。右拝借金一条は、松方〔正義・内務卿〕も元より承知之事にて不得止事情故許可するより外無之に付、其運び可致と内談も有之候得共、理窟外之貸出しを手代共に命するにはやじ番頭大困窮なれ共、此上は致し方なく許可之運びに致し可申候。尤開墾へ三万、造船へ貳万位ひの積に御坐候間、此段御含み置可被下候。三百万円の中百五十万円を全国之士族に割れは、山口県（七万千七百八十五人）割賦高は五万八千余に相成申候間、此辺も御含み置可被下候。尚又高知県之建築費も昨日閣下并に大隈〔重信〕卿へ県令〔田辺輝実〕より御談之末、やじ番頭へ御伝言之趣も有之、旁不得止事故授産金より十五ヶ年賦にして貸出す心積りに御坐候。いづれ参堂之上万可申上候得共、乍序此れも御含み迄申上候。理窟通りに参らぬ事世の中に沢山あるこの時節、一応之御配慮恐察に堪へ不申候。勿々拝具

三月念七

やじ拝

伊藤参議閣下

史料⑩

井上馨書翰伊藤博文宛（明治一八）年二月一六日

老台御出張に有之候得は、第一劣弟之用事を除き改正も愈以来月下旬には取懸り候様取調出来、誠に好都合と奉存

候。

西郷〔従道〕伯を以御意見相伺候処、同氏十四日夜半帰着候而い曲伝承仕候。何分にも克々相考候処、既に榎本〔武揚・駐清〕公使只今日迄清使之報告計を伝承したるのみにて、事変始末書も漸此節落手候位之日数故、電報のみにては委細を尽し兼候懸念相生し候末、閣下之電報受取暗に符合候に付候而、山県〔有朋〕、西郷にも相談候而閣下之御苦勞を促に立至り申候。明日白耳公使謁見後、条公〔三条実美〕一同拝謁を願ひ候而子細奏上之覚悟に御座候。御一決に至り候は、電報差出し可申候。

一、別紙英文はフート〔駐韓米国公使〕と於京城之談話記より抜取、同氏より公言候而不苦之許を得たる者に有之、則傍觀者之見込故充分効力可有之に付御一読被下度候。又其他は使節之查明書を相調置候。是亦御一読奉願候。凡て出願は夫々残りなく相調置申候間、御安心被下度候。尤自然閣下御出発は廿八九日と見込置候に付、廿二日頃迄には御帰京有之候様奉待候。書外は讓拝青候。草々拝白

二月十六日

馨

春畝老台

二白 吉田〔清成・外務〕大輔え可然御伝言奉願候。書類は同人えも御示し置奉願候。

史料①①

桂太郎書翰井上馨宛 明治（三四）年八月二八日

国府津に而御認之尊書、昨日正に相達拝誦仕候。扱過日は御痛処被為在候にも不係御来磯相願候処、其後御容体如何哉御氣遣申上候。申も疎に候へ共、御加養專一に祈上候。扱御相談仕置候公債形式之事は、帰京後蔵相と相謀り昨日中に取調結了仕候処、緊急勅令にも及び不申候。唯々一応之上奏裁可を仰き置候へは宜敷見込に御座候。此義は御安神可被下候。将又御別之後伊藤〔博文〕侯と御相談之趣巨細被仰聞、一々拝承仕候。実は先般来伊藤侯とも相談仕、既に過日会合之催可仕候半と相考居候処、其際は閣下にも貴地御出發之際、又山県〔有朋〕侯にも京都へ出發之際に而、其外に些か猶予を要し候義も有之、旁に延引仕候次第に而、小生に於ては至極御同意之至に御座候。又小生对魯意見は他に無之、兼て御話仕候通朝鮮之始末を以て第一とし、既に得たる清国福建省之不割讓問題を確實ならしむる為めには、将来直接魯と和するか、戦て和するか、英と同盟して而して魯に談判を開くか、何れにしても朝鮮外一件の始末を付くるに悉皆基因するものにて、我れに利あるの策を取るに外ならず〔単に我か目的を達するに容易なる方法を取るに外ならず〕。故に小生の願ふ処は、朝鮮問題を片付けるに我れに弁〔便〕なる方法を講ずるに於ては、其方法として魯と何れの道談判を開く之必要ありと相考申候。右之次第に候間、此際諸先輩の会合を乞ひ、篤と協議の上既に定まりたる国是即ち朝鮮問題の開決〔開〕に付其方法を講ずるは実に急務と存申候。就ては、書翰を以て申遣候而は意味貫徹せざるの恐れ有之候間、前陳之旨を以て児玉〔源太郎〕陸相を京都に微行せしめ、山県侯の帰京を促すことに仕申候。児玉は緊急の用事を片付、来る土曜日に出発せしむることに過刻協議仕置申候。然るに、爰に注意すべきは、如御承知我輩等の会合は諸新聞紙又は通信の実に注目する処にして、有りもせぬこと迄想像をなし公告仕候故、願くは例之売債問題をして今少し確かめ置度、左なくては自然諸通信の誤報よりして此問題に大なる關係を引起し候様相成候而は百事止む次第に御座候。此辺は素より御考も有之候事とは相考候へ共、為念申

上候。故に会合は早くも中旬に致候而は如何哉、奉存候。尤も伊藤侯之方夫に而不都合にも候半は如何様共可仕候。尤も一昨日伊藤侯に面会之節、明廿九日比には出京相成候哉之噂も有之候間、出京相成候へは小生又は曾禰〔荒助・蔵相〕氏之内是非面会可仕筈に申合居候間、直にても候^候之意思を可相同心組に御座候間、此辺御含迄申上置候。先は要件のみ。御答旁拜復

八月廿八日

太郎拜

世外老伯閣下

迫而実^に世上流言浮説多く聞入申候。

史料⑫―一

陸奥宗光書翰伊藤博文宛（明治二四）年八月一七日

残暑如焚難堪候処、愈御清適恭賀奉存候。陳は曾而御配慮被下候内閣規約も本日御下附相成候間、近日より実施する事に可相成候。就而は、其以前に於て是非御高論を領し置申度候。可成は速に御帰京被下候様致度、否なれば小生一日御地へ罷出申度候。いさるは伊東巳代治〔貴族院議員・伊藤側近〕より可申上候得共、御帰京之遅速丈けは巳代治迄具々も御一報奉願候。

八月十七日

宗光

春畝伯閣下

史料⑫―1―

陸奥宗光書翰伊藤博文宛 (明治二五) 年一月二四日

先夜御枉駕被下候処依例失礼仕候。昨今可相伺候筈今以賤恙十分快復不致、唯に必要公務外怠惰打過き甚以無本意候。偕本日民党懇親会とかにて自由改進両派殆と分裂之勢を生し、星〔亨〕は何歟改進黨攻撃之演説を致し候由。尤も彼等が共同之利害之為め此際一時分裂と申程には有之間敷候へ共、他日何歟之問題上にて此悪感情は再発可致と存候。大觀全局之上には兎戯様之事に有之、且既に達貴聞候事とは存候へ共、唯今承り候儘一心申上候。右迄。勿々頓首

(十一)
十月廿四日

宗光

春畝老伯閣下

史料⑫―1―

陸奥宗光書翰伊藤博文宛 (明治二七) 年一〇月二九日

別紙電文唯今内田〔康哉〕代理公使より到来致し候。電報を以て申上候程にも無之候間、茲に封入致し候。末文之意味に依れば、英国総理大臣の演説も余り十分の感動を内外に与へざりしが如し。兎に角、英国〔少とも同政府〕は平和を熱望いたし居候事は疑ふ可からすと存候に付、御参考迄指出候。若又達聖聞置候方可然と御考御坐候へは、御序に御上奏奉願候。

一、青木〔周蔵・駐英〕公使は英国と条約改正後直に解任可致筈之処、閣下之御高案も有之、今日迄兼任其儘に致

し置、内田も若年ながら代理之職務上何等不都合は無之候得共、到底専任専任公使派遣之必要は可有之、時機見合せ青木兼任を解き加藤〔高明〕駐劄を命し申度、尤も今日に相迫り候事には無之候得共、兼而御高慮も有之候事故、一応御思召相伺置候。

一、昨夕貴電にて〔天長節〕天節長前後に一応貴地へ可罷出旨御下命之次第承知。小生も満腹御協議致置候事不少候に付、是非〔義〕操合参会可致候。

一、栗野〔慎一郎・駐米公使〕より之電信は過日指上置候。戦争は戦争なれとも、吾輩は此際亦一層文明的外交も相怠り不申様注意致し候事必要に有之。就而は米国丈にても可成早く改正事業成功致度、米政府の要求も彼国の事情としては決而無理なる申分に無之と存候間、何卒栗野申出候通り同意致し度候。此書御落手之頃迄先便拙簡に対し御回答無之候へは、何卒至急御回答可被下候。先は右迄。匆々頓首

十月廿九日

宗光

首相閣下

史料⑬ 井上馨書翰伊藤博文宛（明治一九）年六月一九日

如命書類并函面等も持参可仕候。

拝読 昨日は御妨仕候。實に是迄多忙中故、会社之性質も篤と聞合候事失念之仕合御坐候。又約条今朝より訳と原

書青木に因て引合せ試み候処、本官之訳書に因て承知候とは其差も不少、又拾五ヶ年之約束も無之に付、先當時之場合に而は議院と司法省裁判所丈之建築之由。同人雇ひ候姿にして同人を其本国より其差図をなし、其必要なる人を派遣する様之主意にて事を了結仕度候。其他之建築は只計画に留め置、其時之模様因り其約を再ひなすも不成も日本政府之自由になし置候得は、決て掛念は無之事と奉存候。実は破談等に相成候而は、終に独公使之耳にも達し、当時同公使改正事件に而既に陳述仕候様非常之骨折、如火相成居候場合に些少たりとも不快を生せしめ候様事柄無之様注意は尤必要と愚考仕候。実に改正之目的を達するは未だ此先き容易には無之、只々独英両政〔府〕之決心之深淺に因り成否相別れ候様なる誠に以デリケート之場合、万事に付別後を慮り不申而は不相成事に而、可成事を纏め候様御注意深奉願候。此辺之所は他同寮にも其味は不分明故、只々老台に尤依頼する之外無手段候間、御酌被下度候。書外は明後日ホックマン〔ベックマン・臨時建築局雇〕内謁見之節本官も出頭仕候覚悟に付、其節万可申上候。勿々拝白

六月十九日

馨

総理大臣殿

第二章 史料の特徴

次に、各史料の特徴を述べる。史料①は、桐箱に「梨堂公与友山卿尺牘」、題簽に「三条公与岩倉卿尺牘」と記された、岩倉具視宛の三条実美書翰（五通）で構成されている。ちなみに、「梨堂」は三条（一八三七〜九一年）の号、友山は岩倉（一八二五〜八三年）の号である。戦前、岩倉家ないしその伝記編纂を行った関係者から流出したものと

推察されるが、弘文荘が入手した経緯は定かではない。

岩倉具視の関係文書を所蔵する国立国会図書館憲政資料室・国立公文書館内閣文庫・岩倉公旧跡保存会対岳文庫^六、そして近年「第四の岩倉関係文書」として注目されている、海の見える杜美術館^七所蔵史料中にも、本史料の内四通を見出すことはできない。唯一左大臣島津久光（一八一七～一八七七年）の元老院議長就任問題に関する①―一が、『岩倉具視関係文書』^八に収録されているものの、本書翰の「抄録」であることが分かる。

また、発信人たる三条実美の史料群（国会図書館憲政資料室所蔵「三条実美関係文書」）や公刊されている資料集^九にも含まれていないことから、明治政府の首席である太政大臣三条から、右大臣岩倉へ宛てた書翰がまとまって所蔵されていることは、大変貴重である。

五通の内、①―一と二、①―三と四はそれぞれ関連した内容（前者は島津の主張する政府改革問題^{一〇}、後者は明治九年の奥羽巡行）であり、①―五は明治天皇の東北巡行中、随行した三条の帰京を促す書翰である。

この内、特に興味深いものは①―五である。本書翰には、「速に帰京可仕御密諭之御旨委細奉謹承候」とあり、岩倉が三条の早期帰京を望んだことが分かる。一八八一（明治一四）年九月二一日に発せられた本書翰からは、開拓官有物払下げ問題により、東京で政情が緊迫化しつつあった状況が看取される。

病氣療養中の岩倉は、六日にも三条に書翰を送っているが、そこには「開拓使事件意外之物議」と記されており、二、問題が過熱したことへの危惧が記されている。従って、未発見の九月一三日付岩倉書翰にもその続報が記され、三条の早期帰京が要請されたものと思われる。

周知のように、この二〇日後には、三条とともに行幸に随行していた筆頭参議の大隈重信（一八三八～一九二二

年)が政府を追われる、「明治一四年政変」が勃発する。それ故、本書翰は、同政変に直結する政府首脳の言動を伝える重要な史料である。

史料②は、桐箱に「松菊木戸公尺牘 一卷 長三洲題字」と墨書された、維新の三傑・木戸孝允(一八三三〜七七年)の広沢真臣(一八三三〜七一年)宛書翰である。本書翰は、木戸の正伝である『松菊木戸公伝』および『木戸孝允文書』、刊行中の『木戸孝允関係文書』^{一三}には含まれていない。

一方本史料には、旧蔵者が木戸の真筆であることを調査させた「鑑定書」というべき附属資料が添付されている。大変興味深いので以下に紹介しよう。

附属資料

玉川堂書翰佐々木松坪宛 明治一四年四月三〇日

〔包紙〕宛名障岳解及尺牘成時機等説話有り

木戸公尺牘卷題字長三洲へ願候に付、玉川堂書翰老通

明治十四年四月卅日詞

昨夕御使之処、小生不在に而甚失敬之至り候。昨夜も老生木戸公書面卷持参、障岳とは何人なるやを伺候処、右は広沢〔真臣〕参議之事、此書面は多分箱根湯治之節ならんとのこと。題字御認申入候処御聞濟相成候間、右申入候也。

尚々手謝儀は大凡五百疋位に而宜敷かと心得候間、左様御承知被下成度、猶又御揮題前非是御面会仕度、其節尚々申上候。早々不乙

积文木戸公札卷式品御落手被下度候。

四月卅日

玉久才佐々木松坪様 玉川堂

玉川堂とは、東京九段下にある文政年間開業の老舗文房具商を指し、明治期の文豪にとつては馴染みの店であった。受信人の佐々木松坪（一八三八～一九〇七年）は、新潟の政治家で、後に県会議員を経て二度衆議院議員に当選した人物である^{二三}。附属資料によれば、原蔵者である佐々木が鑑定を依頼し、玉川堂の主人がかつて木戸の側近だった長三洲（漢学者・能書家、一八三三～九五五年）に受信者と発信年代の特定を依頼した。依頼を受けた長が、「障岳」は参議広沢真臣のことで、木戸が箱根に引きこもっていた一八六九（明治二）年ではないか、と回答したというのである。

この他、玉川堂が長に題字の揮毫を依頼し、その謝礼が絹五〇〇疋程度になることを伝えている点も興味深い。かくして出来上がった題字が、本書翰の冒頭に大書された「残香剩馥 長芟題」なのである。鑑定した長にとつても、生前の木戸の面影を伝えるものとして、印象深かったのであろう。ちなみに『木戸孝允日記』によれば、木戸は一八六九（明治二）年八月から翌月にかけて箱根に引きこもっており、長の見立ては正確であった。当時木戸は、廃藩置県後の諸改革で大久保利通（一八三〇～七八年）との対立を深めていた。態度を硬化させた木戸は参議就任

を断り、箱根に向かったのである^{一四}。

史料③は、渋沢栄一（一八四〇～一九三一年）の伊藤博文宛書翰である。本書翰は、既刊の『伊藤博文関係文書』および『渋沢栄一伝記史料』^{一五}に全文が収録されているため、古くからその存在は知られてきた。しかし原本は行方不明とされ、両書ともに戦前に編纂された写本資料「伊藤家文書」を底本としている。今回その原本が確認できたことで、僅かながら写本の誤りを修正できたことは意義深い。封筒に「渋沢栄一書簡 筑豊興業鉄道会社株券の事」、巻封には「渋沢栄一」と記されているが、いずれも異筆である。

史料④は、「品川弥二郎熊本籠城日記」である。陸軍大将西郷隆盛（一八二七～七七年）を首領とする薩摩軍が七ヶ月にわたって政府軍との激戦を繰り広げた西南戦争（一八七七年一月～九月）については、ここで詳しく述べる必要はないだろう。西南戦争に関する史料も枚挙に遑がない。詳細は、近年の猪飼隆明氏・小川原正道氏の研究をご参照いただきたい^{一六}。近代以後最大の内戦である西南戦争に際しては、夥しい戦争経過（公文書）や作戦に参加した将官・兵卒・警官・従軍記者による記録類が残されており、研究蓄積も厚い。

にもかかわらず、二ヶ月近くに及んだ熊本籠城戦に関する史料は限定的であり^{一七}、一層の解明が待たれる。本史料は、内務卿・大久保利通の下で、内務省（警察）・熊本県を統括するために現地に派遣された内務大書記官・品川弥二郎（一八四三～一九〇〇年）の遺した報告書（期間は、明治一〇年二月一六日～四月一五日）である。

本史料を読み解く上で重要なポイントは、「工部省」の野紙に記載されていることである。実は、同名の史料が東京大学史料編纂所にも所蔵されている（以下「東大本」^{一八}。この「東大本」は、「太政官」の野紙に清書され（全一〇丁）、表紙を付して和綴されていることから、品川が政府（太政官）に提出した「原本」と考えられる。ちな

みに「東大本」は、『鹿児島県史料』に全文翻刻されている^{一九}。双方を比較すると、文字が均一で（但し、筆跡が異なる）、「日記」を謳っているものの品川本人の筆とは考えにくい。また、文字に若干の相違が認められる（たとえば、最後の「狂歌」は、「東大本」では「大山ヲカケ損フテ^{西郷}最後ニハ思ヒキリノト共ニ^{榎野}篠原」となっている）。

本文に「大久保伊藤参議へ電信を送り」と記されていることも、本史料が作成された経緯を考察する手掛かりとなる。当時、伊藤博文（一八四一～一九〇九年）は参議兼工部卿で、大久保が暗殺（一八七八年）されるまでの数年間、大久保の右腕であった。しかも、伊藤と品川は同郷の盟友である。京都の太政官に最新の戦況を通じるためには、地方官・警察機構を掌握する内務省（大久保）と電信局を管轄する工部省（伊藤）の連携が不可欠だったのである。

以上より、本史料は、品川の報告書を大久保から廻覧された（又は借用した）伊藤が、部下に命じて筆写させ（て作り出され）た可能性が極めて濃厚である。そのため、伊藤の手許にも残ったものと推察される。

本史料に関係する記録としては、ともに籠城戦を戦い抜いた熊本鎮台司令長官・谷干城（一八三七～一九二一年）と熊本県権令・富岡敬明（一八二二～一九〇九年）の報告書が残されている。前者は、一八七七（明治一〇）年四月一五日付で谷が有栖川宮熾仁親王（一八三五～九五五年）に提出した「熊本鎮台戦闘日記」（二月二二日～四月一五日まで）^{二〇}、後者は熊本県庁がまとめた「熊本籠城日誌」（二月三日～四月一五日まで）である^{二一}。

当該期の品川については、『品川子爵伝』^{二二}においても、熊本出張が指摘されているのみで、籠城中の動向については全く記されていない。著名人の史料情報を集めた『近現代日本人物史料情報辞典』^{二三}には、品川に関する文書も詳しく論じられているが、本史料については欠落している。刊行中の『品川弥二郎関係文書』には、残念な

がら本史料の内容を補うものは含まれていない^{二四}。品川の直筆とは考えにくい^{二四}ため、厳密には「二次史料」ということになるが、それでも砲弾の飛び交う現地で、治安を掌る内務省の責任者として警官隊と熊本県官を指揮した者の記録として、重要な史料とすることができると言える。「東大本」との相違、谷や富岡の報告書との照合等、今後更なる考証が必要である。

史料⑤⑥⑦⑪は、桂太郎の書翰である。但し、「一般兵役に関すること」(⑤の封筒)、「対露問題のこと、樺山大将の外遊疎止のこと」(⑥の封筒)、「在朝鮮の伊藤に国内の状況を報ず」(⑦の封筒)、「日露外交問題」「桂公より井上侯へ」(⑪の封筒および巻封)と記されているものは、全て異筆である。

内訳は、史料⑤が青木周蔵(一八四四―一九一四年)宛、⑥⑦が伊藤博文宛、⑪が井上馨(一八三五―一九一五年)宛となっている。どの書翰も歴史上の重要事件に関わるもので、一年後の議会制度開設に伴う徴兵制度への影響を懸念する⑤、対露関係の緊迫化に伴い、樺山資紀海軍大将(一八三七―一九二二年)の中国北部への渡航中止を働きかけた⑥、韓国統監として着任中の伊藤に国内情勢を報じた⑦、北清事変後の東アジア外交につき「小生対魯意見は他に無之、兼て御話仕候通朝鮮之始末を以て第一とし、既に得たる清国福建省之不割譲問題を確実ならしむる為めには、将来直接魯と和するか、戦て和するか、英と同盟して而して魯に談判を開くか、何れにしても朝鮮外一件の始末を付くるに悉皆基因するもの」だと吐露する⑪。

いずれも同郷の先輩・知己に対し、苦衷を訴え協力を仰ぐ「ニコボン宰相」らしい、きめ細やかな配慮と強かさを見ることができると言える。以上四通は、近年刊行された『桂太郎発書翰集』^{二五}に収録されているので、関係史料と照合しやすい。

史料⑧は、(慶応四)年八月三〇日付の大久保利通書翰である。短文ながら、歴史的に重要な内容を含んでいる。「脱艦之顛末確証御聞糺候は、早々致承知度」とは、八月一九日に榎本武揚(一八三六―一九〇八年)率いる旧幕府艦隊が品川から脱走したことを指す^{二六}。

追って書きを見ると、年長の勝海舟に対し(敵対する旧幕府側の交渉相手とはいえ)、「尚々承知仕候義有之候は、御直に可承候間、左様御含可被下候」と厳しい口調で、続報を聞きつけ次第早急に知らせるよう依頼している。従来、勝に対し「先生」を用いている大久保がこの時ばかりは、低い敬称(「勝君」と記したところに、彼の動揺と苛立ちが窺える。本書翰は、二種類編纂されている『勝海舟全集』^{二七}には収録されておらず、特に貴重な史料である。

史料⑨は当時内務少輔兼勸農局長だった品川弥二郎の書翰である。窮乏する旧士族階級に対する授産事業(貸付金)について論じたもので、文字にかなりの相違が認められるものの、既刊の『伊藤博文関係文書』にも収録されている^{二八}。また、尚友倶楽部編『品川弥二郎関係文書』一(山川出版社、一九九三年)には、同時期の品川宛伊藤書翰が多数含まれており、当該問題の推移を系統的に把握することができる。封筒に「品川弥二郎書簡伊藤博文宛 士族授産金貸出のこと」とあるのは、後年の異筆である。

史料⑩⑬は井上馨の書翰である。二通とも前掲『伊藤博文関係文書』に収録されており、史料自体は真新しいものではない^{二九}。但し⑬については、追って書き一行が既刊本には記されていない。同書が底本とした『伊藤家文書』(写本)が編纂された際、「巻封」部分を見落としたものと推察され、僅かながら『伊藤家文書』の編纂過程を垣間見ることができるとともに、また、封筒に「天津条約関係」(史料⑩)、「条約改正のこと」(史料⑬)として「見出し」が記

されているが、異筆である。

史料⑫は陸奥宗光（一八四四～一八七七年）の伊藤博文宛書翰（三通）である。封筒に「条約改正に関するもの 三通」、⑫―⑬の端には「内閣規約云々」と記されているが異筆である。文字に若干の異動があるものの、本史料はいずれも『伊藤博文関係文書』に収録されている^{三〇}。

おわりに

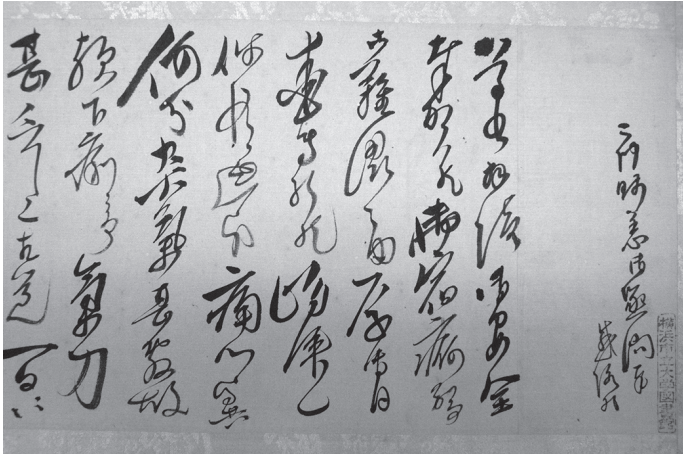
以上本稿では、横浜市立大学学術情報センター（図書館）に所蔵されている貴重史料の内、近代日本の文書史料を解説し、その特徴を論じた。いずれの史料も真筆であり、豊富な内容を備えた逸品ばかりである。しかも、③⑥⑦⑧⑩⑫（三通）⑬が伊藤博文宛で、⑤⑪も受信人から回覧され、伊藤に届けられたものである^{三一}。従って本学所蔵の近代貴重史料の大半が、「伊藤博文伝来」の古文書ということになる。つまり、一九四〇（昭和一五）年に春敵公追頌会による『伊藤博文伝』編纂が終了してから、戦後の混乱期にかけて、伊藤家ないしその縁者から流出した可能性が高いのである。

なぜ、かかる史料群が古書肆反町弘文荘の手に渡ったのであろうか。それは、終戦直後の時代状況を抜きにしては考えられない。占領下の社会的混乱は、旧支配層にとって深刻な問題であった。度重なる空襲で家屋を焼かれ、かつ華族制度の廃止によって没落した旧華族家から、父祖伝来の物品類が相次いで流出していたのである。

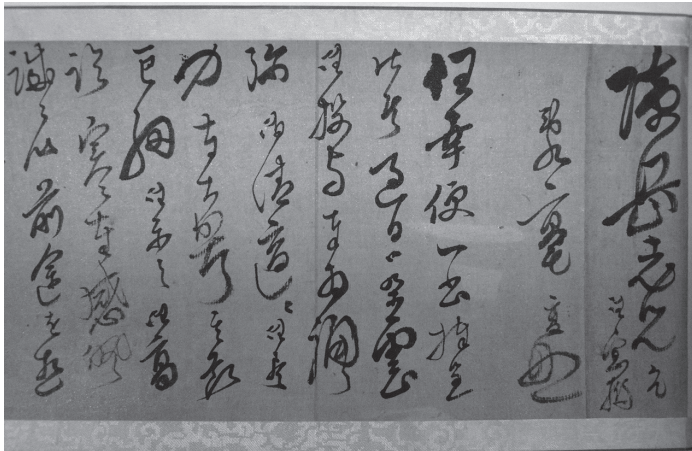
たとえば、本学創立と同じ一九四九（昭和二四）年には、故・大久保利謙氏（一九〇〇～一九五五年）の尽力で、国立国会図書館に国会分館図書科憲政資料蒐集係（後の憲政資料室）が設置されている^{三二}。同係は、明治維新以後

の近代国家建設を指導した有力者に関する一次史料を収集・整理し、国民の財産として公開することを目的として開設された。そうした史料類を収集し管理する仕組みがなければ、日本の近代化の足取りが分からなくなるとする危機意識を反映したものである。

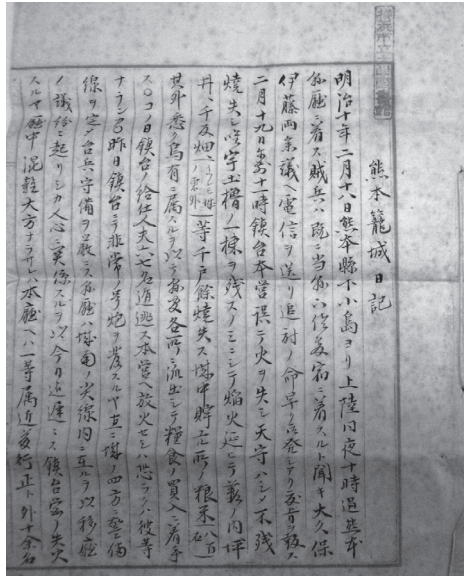
今回紹介した二〇通の貴重史料もまた、そうした混乱期に「流出」し、偶然にも本学のコレクションとなったものである。これを機に、本史料群に関する学術研究が進み、豊かな歴史像を育む基礎となれば幸いである。



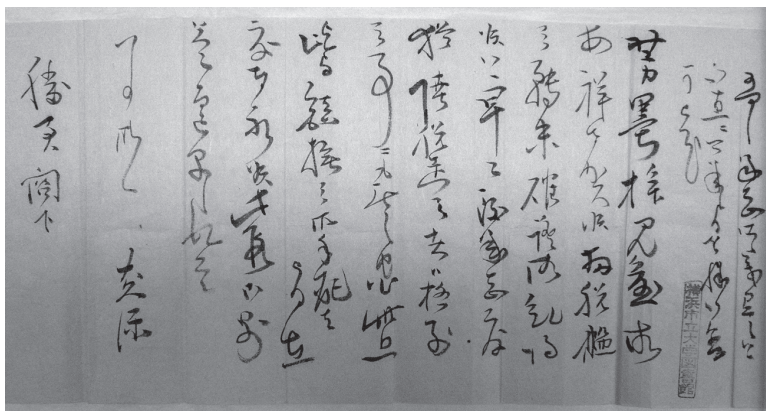
史料①-1 三条実美書翰(冒頭)



史料②木戸孝允書翰(冒頭)



史料④品川弥二郎熊本籠城日記（冒頭）



史料⑨大久保利通書翰

- 一 この他、本学には仏教絵画や古地図類を中心に夥しい貴重資料が所蔵されている。近年、松本郁代准教授を中心とする研究チームが調査を行い、図録を刊行した(松本編『横浜市立大学貴重資料集成Ⅰ 仏教天文学―十八〜十九世紀における世界認識の変容』二〇一二年、横浜市立大学戦略的研究プロジェクト編『横浜市立大学貴重資料集成Ⅱ 古地図―地図のかたちと万国の大地』二〇一三年、横浜市立大学戦略的研究プロジェクト編『横浜市立大学貴重資料集成Ⅲ 横浜―開国・開港』二〇一三年)。また、紹介サイトを立ち上げ、広く資料を公開している(<http://www-user.yokohama-cu.ac.jp/~classics/index.html> 横浜市立大学所蔵古典籍研究プロジェクトHP)。
- 二 福田以久生「横浜市立大学図書館所蔵の古文書について」(一)〜(二)〔横浜市立大学論叢〕人文科学系列、二二三、二二三、一九七二年および二八・一、一九七七年)、同「横浜市立大学図書館所蔵文書について その三」(同右、三〇・二二三、一九七九年)。
- 三 横浜市立大学六十年史編集委員会編『横浜市立大学六十年史』(横浜市立大学、一九九一年)七五四〜七六二頁。購入費用は全二七点合計で一十一万六二〇〇円(現在の換算で約三五〇万円)であった。内訳は、「紀朝臣葛成壘田売券」が最高で三万五〇〇〇円、近代史料では木戸孝允書翰(史料②)の二八〇〇円、三条実美書翰(史料①)の二五〇〇円と続き、最も安い渋沢栄一書翰(史料③)が二五〇円であった。ちなみに、一九五一年の図書購入費は三八〇万円、翌一九五二年は四三〇万円であったことから、年次図書購入費の三%近い金額だったことが分かる(前掲『横浜市立大学六十年史』七五六頁)。当時の公務員の初任給は六五〇〇円程度であった(週刊朝日編『値段の明治大正昭和風俗史』上、朝日新聞社、一九八七年、五八三頁)。
- 四 翻刻にあたっては、片仮名と変体仮名を平仮名にあらため、異体字は常用漢字に直し、適宜句読点を付した。明確な誤りにはルビを付した。人名・役職は「」を付して補った。文頭の追って書きは、本文の前に一行を空け、文末の場合と区別した。本文中、現代では不適切な表現が見られるが、史料の歴史的 성격に鑑み、そのままとした。史料の閲覧と撮影に際しては、海浦浩子氏(横浜市立大学学術情報センター司書)のお世話になった。
- 五 二〇一三年一月一日、岩倉公田蹟保存会の解散に伴い、国の重要文化財に指定されている「岩倉具視関係資料」一〇一一点、京都市指定有形文化財に指定されている「岩倉具視関係資料」一〇九点は全て京都市に寄付されること

となった。

- 七 佐々木克他編『岩倉具視関係史料集』上・下（思文閣出版、二〇一二年）。
- 八 日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』六（東京大学出版会、一九六九年）三五四～三五五頁。
- 九 岩倉公旧蹟保存会編『岩倉公実記』下（皇后宮職、一九二七年）、日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』全八卷（東京大学出版会、一九六八～一九六九年）、『三条実美公年譜』（宗高書房、一九六九年）。
- 一〇 同時期の島津久光については、刑部芳則『洋服・散髪・脱刀』（吉川弘文館、二〇一〇年）、同『明治国家の服制と華族』（吉川弘文館、二〇一二年）、久保正明『明治六年政変前後の島津久光派』（『日本史研究』六一、二〇一三年）を参照。
- 一一 国立国会図書館憲政資料室所蔵『三条実美関係文書』書翰の部一九一～一〇〇、岩倉具視書翰三条実美宛、一八八一（明治一四）年九月六日付。
- 一二 木戸公伝記編纂所編『松菊木戸公伝』上・下（明治書院、一九二七年）、日本史籍協会編『木戸孝允文書』全八卷（東京大学出版会、一九八五～一九八六年）、木戸孝允関係文書研究会編『木戸孝允関係文書』一～四（東京大学出版会、二〇〇五～二〇〇九年、続刊）。
- 一三 衆議院・参議院編『議院制度七十年史 衆議院議員名鑑』（一九六二年）二〇六頁。
- 一四 本経過については、前掲『松菊木戸公伝』下、一一七～一一九八頁に詳しい。また、松尾正人『幕末維新の個性八木戸孝允』（吉川弘文館、二〇〇七年）五六～七二頁を参照した。
- 一五 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』五（塙書房、一九七七年）二六六～二六七頁、竜門会編『渋沢栄一伝記資料』九（竜門社、一九五六年）六～七頁。
- 一六 猪飼隆明『西郷隆盛』（岩波書店、一九九二年）、同『西南戦争』（吉川弘文館、二〇〇八年）、小川原正道『西南戦争』（中央公論新社、二〇〇七年）等を参照。
- 一七 たとえば、喜多平四郎著、佐々木克監修『征西従軍日誌―一巡査の西南戦争』（講談社、二〇〇一年）。
- 一八 品川弥二郎『熊本籠城日記』（東京大学史料編纂所所蔵、請求記号四一四〇・七一三八）。
- 一九 鹿児島県維新史料編さん会編『鹿児島県史料 西南戦争』一（鹿児島県、一九七七年）四一七～四三二頁。同書解題（七

頁)も参照。

- 二〇 東京大学史料編纂所所蔵、請求記号四一四〇・七一三七、前掲『鹿児島県史料 西南戦争』一、三二九〜三八〇頁に収録。その反面、谷が残した遺稿(日本史籍協会編『谷千城遺稿』全四巻、東京大学出版会、一九七五年、初出は一九一二年)には、籠城中の記事は少ない。
- 二一 東京大学史料編纂所所蔵、請求記号四一四〇・七一三九、前掲『鹿児島県史料 西南戦争』一、三八〇〜四一七頁に収録。
- 二二 村田峰次郎編『品川子爵伝』(マツノ書店復刻、一九八九年、初出一九一〇年刊行)。西南戦争中の品川については、「かな文字」書翰が一通掲載されているだけである。
- 二三 伊藤隆・季武嘉也編『近現代日本人物史料情報辞典』一〜四(吉川弘文館、二〇〇四〜一二年)。
- 二四 尚友倶楽部編『品川弥二郎関係文書』一〜七(山川出版社、一九九三〜二〇一二年)。但し、青木周蔵、三宮義胤、前島密、松本鼎からの書翰に、籠城戦からの生還を祝うものが含まれている。
- 二五 千葉功編『桂太郎発書翰集』(東京大学出版会、二〇一一年)三二頁、三九〜四〇頁、五〇頁、六六〜六七頁。
- 二六 日本史籍協会編『大久保利通日記』一(東京大学出版会、一九六九年)一八六八年八月二〇日条。
- 二七 勁草書房版全二三冊(一九七七〜八二年)、講談社版全二三巻(一九七六〜九四年)。特に、後者の二巻と別巻には大久保宛勝書翰(二六通)と勝宛大久保書翰(八通)が収録されているが、本書翰は未収録である。
- 二八 前掲『伊藤博文関係文書』五、二二六頁。当該期の品川書翰は士族授産関係のものが多い(二三八頁まで)。
- 二九 同右、一、一九七三年、一九一頁、二〇四〜二〇五頁。
- 三〇 同右、七、一九七九年、二二二頁、二六六頁、三〇九頁。
- 三一 前掲『桂太郎発書翰集』では、史料⑤と⑩を文面上の受信人(青木周蔵・井上馨)ではなく、最終的受信人(伊藤博文)宛書翰として分類している。
- 三二 国立国会図書館五〇年史編纂委員会編『国立国会図書館五〇年史 本編』(一九九九年)三〇六頁、大久保利謙『近代史学事始め』(岩波書店、一九九六年)一五七〜一五九頁。